

施設名	区 分		単 位	金 額	施設名	区 分		単 位	金 額	
岸 壁	不定期航路船が利用する場合	外 航 船	24時間	6.50円	給水施設	9時～17時	外 航 船	岸壁給水 1m ³ 当たり 右の料金を水道 料金を加算した額	150.00円	
		内 航 船	総トン数1トン	7.12			内 航 船		165.00	
内航定期航路船が利用する場合			1月	71.50		7時～9時	外 航 船		225.00	
			総トン数1トン				内 航 船		247.50	
係船浮標	外 航 船		24時間	1.30		17時～19時	外 航 船		300.00	
	内 航 船		総トン数1トン	1.40			内 航 船		330.00	
物 揚 場	内航定期航路船が利用する場合		1月	71.50	19時～翌日7時					
			総トン数1トン							
上 屋	一般利用 の 場 合	衣浦港中央ふ頭内 並びに三河港蒲郡 ふ頭内及び神野 ふ頭内の上屋	利用期間が15日 以下の場合	1平方メートル 1日につき	23.69	泊 地	主たる停係場 として常時利 用する場合	総トン数20トン未満 の船舶	1隻 1月	外航船 200.00 内航船 220.00
		専用利用 の 場 合	衣浦港中央ふ頭内 並びに三河港蒲 郡ふ頭内及び神野 ふ頭内の上屋	利用期間が16日 以上の場合	1平方メートル 1日につき			35.53	総トン数20トン以上 100トン未満の船舶	1隻 1月
				1平方メートル 1月につき	379.15			総トン数100トン以上 の船舶	1隻 1月	外航船 1,000.00 内航船 1,100.00
					1平方メートル 1日につき			4.98	モーターボート艇長 5m以下	1隻 1月
荷さばき地			1 級	1m ² 1日	4.98			モーターボート艇長 5mを超える	1隻 1月	1,200円に5mを超える艇長 1mにつき240円を加算した額
			2 級	1m ² 1日	3.86			ヨット艇長5m以下	1隻 1月	1,600.00
			3 級	1m ² 1日	2.48			ヨット艇長5mを超える	1隻 1月	1,600円に5mを超える艇長 1mにつき320円を加算した額
野 積 場	一 般 利 用		1 級	1m ² 1日	4.98			プレジャーボート艇長5m以下	1隻 1月	3,150.00
			2 級	1m ² 1日	3.86	プレジャーボート艇長5mを超える	1隻 1月	3,150円に5mを超える艇長 1mにつき630円を加算した額		
			3 級	1m ² 1日	2.48					
	専 用 利 用		1 級	1m ² 1月	74.80	野 球 場		1面2時間につき1,600円・4時間につき3,200円・8時間につき4,900円		
			2 級	1m ² 1月	57.98	備 考	1. 使用料の額を算定する場合においてこの表に定める単位に満たないもの又は、単位未満の数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ1単位とみなして計算されます。			
			3 級	1m ² 1月	37.40		2. 荷さばき地又は、野積場の利用における1級とは、舗装荷さばき地又は、舗装野積場をいい、2級とは、衣浦港及び三河港の荷さばき地又は野積場で1級以外のものをいい、3級とは、1級及び2級以外の荷さばき地又は、野積場をいう。			
						3. 給水施設使用料に各市町の条例で定める水道料金が加算されます。				